

## 建築基準法施行令第137条の2の新設に伴う告示の制定について

### 1. 制定の背景

平成17年4月25日（月）より意見募集をしている「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」において、建築基準法施行令第137条の2の新設を予定しています。

これにより、構造耐力規定に関する既存不適格建築物について、増改築の際に即座に現行規定に適合させなくても、一定の増改築を行うことが可能となりますが、大規模の地震で倒壊等しないレベルの構造耐力を確保するための基準について告示を制定します。

### 2. 告示の概要

(1) 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材等の脱落のおそれがないものとして適合させるべき基準（令第137条の2第1号イ関係）

①建築物の構造耐力上主要な部分について、次のような基準を検討しています。

- ・増改築に係る部分が令第三章の規定（第八節を除く。）に適合すること。
- ・大規模の地震で倒壊等しないように、現行の構造耐力規定に準ずる基準に適合すること。
- ・地震力以外の荷重及び外力に対しても構造耐力上安全であることを構造計算によって確かめること。

②建築設備（屋上から突出する水槽等、給排水設備及び昇降機）、屋根ふき材等について、地震等により脱落等しないよう一定の基準に適合する必要があることを検討しています。

(2) 基礎の補強について適合させるべき基準（令第137条の2第1号ロ関係）  
次のような基準を検討しています。

- ・地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が一定以上であること。
- ・無筋コンクリート等の既存の布基礎に対して、立上り部分の高さや厚さが一定以上の鉄筋コンクリートの布基礎を増し打ちすること。
- ・増し打ちする部分の補強筋を、既存の布基礎の部分を削り取って一定間隔ごとに挿入すること。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

施行：平成17年6月1日